

墨田区消費者ニュース

平成27年9月発行 第106号

みらいあいの活力とどろ

すみだ

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL03-5608-6184

遺品整理のトラブルにご注意！

高齢社会の中で、家族と別居し長年一人暮らしの高齢者が亡くなった場合など、遺族の方にとって遺品の整理が大きな負担となることがあります。

そこで最近では、遺品の整理を遺品整理事業者に依頼する方が増えています。同時に、遺品整理事業者と間で「不当な高額料金を請求された。」「貴重品を無断で処分された。」「高価な物を持ち去られた。」などのトラブルが増加しています。

トラブルを防ぐには！

信頼できる事業者である。

- ・長く遺品整理事業を営んでいる実績があり、評判が良い。
- ・実際に利用して良かったという知人などから情報を得る。
- ・社団法人「遺品整理士認定協会」の認定事業者である。

遺品整理士認定協会 HOME <http://www.is-mind.org/>

見積りを取る。

- ・電話やメールなどだけで済まらず現場を見てもらう。
- ・作業費用、処分費用、買取り価格など詳細な内容を出してもらう。

現場の作業に立ち会う。

- ・家族が知らなかった写真や隠していた財産などが見つかることもある。
- ・貴重品などの紛失や持ち去りなどのトラブルを回避する。

すみだまつり

錦糸公園
会場内

消費者相談コーナーを開設します。

契約に関するトラブル、消費生活トラブルなどで困っている方、消費生活相談員が相談をお受けします。

10月3日(土)、4日(日)

午前10時～午後3時

お気軽にお立ち寄りください。





街で声をかけられ、高額な絵画を購入してしまった。

— 絵画のキャッチセール —



1か月前、街で女性に「絵画の展示会をやっているのを見にこないか」と声をかけられ展示会へついて行った。「どの絵がよいか」と聞かれ、1枚を選んだところ「見る目が高い。価格は50万円だが、特別に40万円に値引きしてあげる。申込金2万円を払えば分割払いにできる。」と言われた。長時間にわたり勧誘され、断りきれずに契約をしてしまった。契約書をもって帰ったが絵画はまだ届いていない。冷静に考えると高額すぎるので解約をしたい。



クーリング・オフ期間は過ぎていたため、無条件解約はできませんでした。相談者に、契約の経緯と解約したい旨を事業者に書面で申し出るよう助言をしました。事業者が申し出書面を受け取ったことを確認の上、消費者センターが事業者の販売方法の問題点を指摘し、交渉をしたところ、申込金2万円を放棄することで解約ができました。

【アドバイス】

キャッチセールスで契約をした場合、契約書を受け取った日から8日以内はクーリング・オフにより契約を無条件解除できます。

この事例のように、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっている場合は、事業者と合意解約の交渉をすることになります。

街で「アンケートに答えてほしい」「展示会にこないか」などと声をかけられても、安易について行くのはやめましょう。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**

相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

